

西郷村告示第75号

平成25年第4回西郷村議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成25年11月27日

西郷村長 佐藤正博

記

1. 期 日 平成25年12月4日

2. 場 所 西郷村議会議事堂

## 応 招 不 応 招 議 員

・ 応招議員（17名）

1 番 鈴木勝久君	2 番 真船正晃君	3 番 南館かつえ君
4 番 藤田節夫君	5 番 金田裕二君	6 番 仁平喜代治君
7 番 秋山和男君	8 番 欠 員	9 番 小林重夫君
10 番 白岩征治君	11 番 矢吹利夫君	12 番 上田秀人君
13 番 高木信嘉君	14 番 後藤 功君	15 番 佐藤富男君
16 番 室井清男君	17 番 大石雪雄君	18 番 鈴木宏始君

・ 不応招議員（なし）

平成25年第4回西郷村議会定例会

議事日程（1号）

平成25年12月4日（水曜日）午前10時開議

- |        |            |                                     |
|--------|------------|-------------------------------------|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名 |                                     |
| 日程第 2  | 会期の決定      |                                     |
| 日程第 3  | 議案第82号     | 西郷村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例          |
| 日程第 4  | 議案第83号     | 平成25年度西郷村一般会計補正予算（第4号）              |
| 日程第 5  | 議案第84号     | 平成25年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算<br>（第2号）    |
| 日程第 6  | 議案第85号     | 平成25年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算<br>（第3号）   |
| 日程第 7  | 議案第86号     | 平成25年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算<br>（第3号）  |
| 日程第 8  | 議案第87号     | 平成25年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算<br>（第2号）    |
| 日程第 9  | 議案第88号     | 平成25年度西郷村水道事業会計補正予算（第2号）            |
| 日程第10  | 議案第89号     | 平成25年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第2号）         |
| 追加日程第1 | 動議         | 特定秘密の保護法に関する法律案に慎重な対応を求める意見書の提出について |

・出席議員（16名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君	

・欠員（1名）

・欠席議員（1名）

16番 室井清男君

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局次長	鈴木義和君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

### ◎開会と開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回西郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

16番室井清男君は、通院のため欠席する届け出がありました。

先月までの議長行動表、例月出納検査結果報告書、入札結果報告書、西郷村温泉健康センター指定管理業務報告書をそれぞれお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、一般質問の通告ですが、本日正午締め切りですので、ご留意願います。

次に、これまでに受理しました陳情等につきましては、会議規則第95条の規定により所管の常任委員会に付託いたします。

また、陳情第6号につきましては、継続審査となっておりますので、よろしく願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に対しあらかじめ出席を求めておきました。本日の会議には、村長、副村長、教育長、代表監査委員及び各担当課長及び次長が出席をしております。

それでは、本日の日程に入ります。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に13番高木信嘉君、14番後藤功君を指名いたします。

### ◎会期の決定

○議長（鈴木宏始君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、12月2日開催いたしました議会運営委員会において、お手元に配付しました日程のとおり答申がありました。

おはかりいたします。

本定例会は、本日より12月13日までの10日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より12月13日までの10日間と決定いたしました。

### ◎議案の上程（議案第82号～議案第89号）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第3、議案第82号より日程第10、議案第89号までの議案8件を一括上程いたします。

### ◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成25年第4回西郷村議会定例会の開催に当たりまして提案をいたしました議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしますのは、議案第82号「西郷村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」のほか、補正予算の議案が7件の計8議案でございます。

まず、議案第82号「西郷村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。地方税法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、延滞金の特例基準割合について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第83号「平成25年度西郷村一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

平成25年度西郷村一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出総額にそれぞれ27億3,630万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を231億9,735万9,000円とするものでございます。

はじめに、主な歳入補正予算についてであります。まず、村税につきましては、村民税、個人の均等割、所得割、合わせて4,525万9,000円、村民税（法人）の法人税割で9,854万8,000円、固定資産税の償却資産で7,134万1,000円、軽自動車税で190万円、村たばこ税で1,120万円をそれぞれ増額補正し、総額2億2,824万8,000円増額とするものでございます。

次に、地方交付税につきましては、震災復興特別交付税を4,777万8,000円増額いたします。

次に、国庫支出金につきましては、国庫負担金として自立支援給付事業国庫負担金を490万7,000円増額し、国庫補助金として情報通信技術利活用事業費補助金を620万2,000円、地域の元気臨時交付金を7,081万1,000円それぞれ増額補正し、総額6,354万4,000円増額補正とするものでございます。

県支出金につきましては、県負担金として自立支援給付事業県負担金を245万3,000円増額補正し、県補助金として生活交通対策事業運行費補助金を270万円、ふくしま保育元気アップ緊急支援事業補助金を367万8,000円、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業補助金を1,459万3,000円、除染対策事業交付金を26億7,473万2,000円、福島県営農再開支援事業補助金を2,880万円それぞれ増額補正し、総額27億2,769万3,000円増額するものでございます。

次に、繰入金につきましては、公共施設整備基金繰入金を4,036万5,000円、教育施設整備基金繰入金を4,000万円それぞれ減額補正し、総額8,036万5,000円減額するものでございます。

次に、村債につきましては、総務債の臨時財政対策債を1億9,800万円、農業債の公共事業等債、県営事業負担金を1,790万円、道路橋梁債の一般補助施設整備等事業債を3,800万円それぞれ減額補正し、総額2億5,390万円減額するも

のでございます。

次に、主な歳出補正でございますが、まず総務費では、総額で27億1,795万1,000円の増額補正をいたします。主なものといたしまして、住宅除染に伴う放射能除染対策事業費として26億7,473万2,000円、前年に引き続き農地への塩化カリウム配布に伴う福島県営農再開支援事業費として2,800万円を計上いたします。

民生費では、総額5,309万2,000円の増額となります。主なものといたしましては、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等業務委託料として1,285万9,000円、ふくしま保育元気アップ緊急支援事業補助金として367万8,000円、「キッズランドにしごう」の遊具購入費として521万4,000円計上するものでございます。

次に、農林水産業費では、総額585万8,000円増額するものでございます。主なものといたしましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として350万円、林道改良事業工事費として300万円計上するものでございます。

次に、土木費では、総額3,010万7,000円減額補正といたします。主なものとして、小規模道水路整備工事費として1,260万円を増額し、社会資本整備総合交付金事業（活力創出基盤整備）の事業費減に伴う工事請負費、補償費等で合計4,142万2,000円減額するものでございます。

次に、教育費では、総額812万1,000円減額補正を計上いたします。主なものとして、区域外就学委託負担金として170万8,000円、社会教育費工事費として130万円増額し、その他事業執行に伴う不用額を今回減額するものでございます。

次に、災害復旧費では、総額840万円を増額補正いたします。主なものといたしましては、台風18号に伴い発生した農業用施設災害・農地災害復旧費の測量設計委託料、工事請負費として総額840万円を計上するものでございます。

次に、公債費では、総額1,028万4,000円減額補正をいたします。減額理由といたしましては、今年度実施いたしました経理債への借り替えに伴い、償還利子が減額したことが主な要因でございます。

次に、債務負担行為の補正についてであります。補正理由といたしましては、より迅速、かつ円滑に住宅除染事業を進めるため、別表2のとおり新たな債務負担行為の追加と、6月補正で計上いたしました債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

次に、地方債の補正についてであります。まず、公共事業等債、県営事業負担金につきましては、その財源が震災復興特別交付税の対象となり、全額交付される見込みとなったため減額補正するものでございます。

臨時財政対策債及び一般公共施設整備等事業債につきましては、一般財源確保に伴い起債借入総額を圧縮するため、別表3のとおり地方債の限度額を変更するものであります。

続きまして、議案第84号から議案第89号までの各特別会計補正予算につきましては、それぞれの事業目的を達成すべく所要の補正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

#### ◎議案内容の細部説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第82号に対する細部説明を求めます。福祉課長。  
（福祉課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第83号に対する細部説明を求めます。企画財政課長。

（企画財政課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第84号に対する細部説明を求めます。福祉課長。  
（福祉課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第85号、議案第86号に対する細部説明を求めます。上下水道課長。

（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第87号に対する細部説明を求めます。健康推進課長。

（健康推進課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 続いて、議案第88号、議案第89号に対する細部説明を求めます。上下水道課長。

（上下水道課長、議案書により細部説明）

○議長（鈴木宏始君） 以上で細部説明が終わりました。

#### ◎動議の上程

○議長（鈴木宏始君） ただいま12番上田秀人君ほか7名から、「特定秘密の保護法に関する法律案に慎重な対応を求める意見書の提出について」の動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

「特定秘密の保護法に関する法律案に慎重な対応を求める意見書の提出について」の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決いたします。この採決は、挙手により行います。

この動議を日程に追加し、日程第10の次に追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の議員は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

#### ◎追加日程の上程



○議長（鈴木宏始君） 追加日程第1、「特定秘密の保護法に関する法律案に慎重な対応を求める意見書の提出について」の動議を議題といたします。

動議文書を配付いたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時35分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時36分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、動議の内容の説明を求めます。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 「特定秘密の保護法に関する法律案に慎重な対応を求める意見書の提出について」ということで、理由を説明させていただきたいと思います。

この特定秘密の保護法に関しては、徹底した情報開示こそが重要であり、主権者である国民の知る権利を守ることが絶対的に必要であるというふうを考えるわけであり、このために、本意見書の提出が必要であるというふうを考えをいたしまして、賛成議員の連署の上、提出をするものでございます。

現在、皆さんご存じのように臨時国会において特定秘密保護法に関する法律案を提出し、衆議院本会議では強行採決が行われ、現在参議院で審議中でございます。この臨時国会においても今週の金曜日までが会期となっておりますので、それに向けての意見書を提出をしたいと思っておりますので、ご理解の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 説明が終わりました。

この動議に対する質疑を許します。（不規則発言あり）

質疑ではありませんが、先ほどの説明で追加をしたいという申し出でございまして、これを許します。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私の説明の中で言葉足らずの部分、説明不足がございましたので、再度説明をさせていただきたいと思っております。

今回提出をさせていただきました「特定秘密の保護法に関する法律案に慎重な対応を求める意見書」ということで、政府は臨時国会において「特定秘密の保護法に関する法律案」を提出し、衆議院本会議で強行採決をし、現在参議院で審議中です。

この法案は、「特定秘密」について「防御」、「外交」、「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」、「テロ活動防止」など重要な情報を対象としていますが、その範囲が明確ではなく広範に過ぎるとの指摘があります。さらに秘密の期

間は最高5年とされていますが、更新により事実上無期限で秘密にすることも可能であります。国会議員も処罰の対象とされ、国政調査権や証人喚問も制限される恐れがあります。報道関係の取材が情報の不当取得とされれば処罰もありうる。「国民の基本的な人権を侵害しない」の文書を盛り込んでも漠然とし歯止めにはなりません。

先の東京電力福島原発事故が発生した際、放射性物質の拡散予測システムSPEEDIの情報が適切に公開されなかったため、浪江町民らが、より放射能の高い地域に避難したことが事後に明らかになったケースもあります。このように、国民の生命と財産を守る有益な情報が、公共の安全と秩序維持の目的のために「特定秘密」にされる可能性が極めて高くなります。福島市で開催された公聴会では7人の陳述人全員が、法律に反対や慎重意見を述べ、国民の7割が慎重審議を望んでいます。

今、重要なのは徹底した情報公開であり、刑罰による秘密保護と情報統制ではありません。主権者である国民の知る権利を担保する内部告発や取材活動を委縮させる法案は、民主主義を根底から覆す恐れがあります。

よって、国においては、特定秘密保護法案に対し、慎重に対応する事を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというところでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

失礼しました。提出先としまして、内閣総理大臣、安倍晋三様、特命大臣、森まさこ様ということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 改めて、この動議に対する質疑を許します。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ただいま上田議員の動議の中について、若干お知らせ願いたいというか、非常にこの内容は重要な問題なものですから、あえて議会の中で議事録として残しておきたいという点もありまして質疑するものであります。

それで、質疑したいものはいっぱいありますけれども、時間の関係、または内容等について深く突き込んでいく時間ありませんので、とりあえず2つのことについてお伺いしたいと思います。

1つは、自民党の石破幹事長が言われたデモ行進、大きな声を出してデモすることがテロ行為につながるということがありまして、これについてのブログでの発言を問題視されて石破幹事長がそれを撤回したという話はありませんでしたが、その後においてもまた、デモ行進についてはやはりそういったテロ行為の一種だというふうな認識を示されております。この辺について具体的に上田議員のほうではどのように捉えられているのか、その内容についてまずお知らせ願いたいということが1点。

それからテロという認識からすると、やはり原子力発電所のいわゆるテロというのは非常にこれから日本の国においても世界においても大変な問題になると思います。例えば福島第一原子力発電所をテロでやられて、そこで簡単にダイナマイトの2つ、3つ落とせばもう決まってしまうという状況だと私は思います。

そういう観点からすると、これから全て原子力開発も含め、また原子力発電所の要

するに安全性の問題について、また、今廃炉作業をやっておりますが、その廃炉作業の経過についてもこれはやはり貴重な特定秘密保護にしないと、テロ行為という観点からすると非常に結びついてくると思うんです。そういう意味からすると、全てが特定秘密保護に該当してしまうと。すると、じゃ我々が実際にその原子力発電所の廃炉作業も含め、また安全対策についてどこまで我々が知る権利があるんだということを非常に私は懸念をいたします。

そういったことで全てが恣意的にやはり特定秘密にされ、それがまた関連づけられて延長されて、幅を持たせた解釈によって本当に情報が秘密にされて国民の知る権利が失われるということを懸念していますが、この辺について上田議員の解釈、また情報、そういったものがあれば、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 15番議員の質疑にお答えをしたいと思います。

まず、自民党、石破幹事長のデモ行進に対する発言、テロ行為ではないかということの質疑でございましたけれども、それに関しては何とお答えしていいのか、石破幹事長はどういうつもりで発言されたのか、ブログに書き込みをされたのかというのは、私はその真意までは知りませんが、ただ、この法律をずっと拡大というのか、突き詰めていけば、いわゆる戦前戦中にあった法律がございましたよね。あの部分に抵触していくのかなというふうに思います。

そういった拡大解釈もされるということで、その全ての問題をやはり国民の前にさらして、こういう問題がございます、こういうこともありますということをさらして審議をすべきであるというふうに考えて、私はこの秘密保護法に関する対応に関しては、もっともっと慎重な対応をすべきであるというふうに考えるわけでございます。

その次の原発に関しての問題点でございましたけれども、やはりこれは関係省庁が秘密だというふうに決定をすれば全てが秘密の中に隠されていってしまうということで、いわゆる推進開発から運転、さらには新規の開発等に関しても全てが秘密にされていってしまう。テロ行為に対する防御という部分もございませぬけれども、その以前にやはり国民が原発に関する知る行為全てが秘密にされてしまうのではないかとのおそれがあるということで、やはりもともとその部分を突き詰めた内容で国会の中で審議をしていただく必要があるというふうに思いまして、私はこの意見書を提出をさせてもらっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 上田議員提出者からあまり具体的なお話はなかったんですが、例えば例として、今度西郷村の子どもたちも来年2月ですか、タイに中学生が30名ほど行くという日程になっておりますが、今タイが大変なデモになりまして、本当にタイの軍ですか、また警備も含めて戦争状態ではないけれども、非常に厳しいデモが行われている。それと同等なものが起きれば、もう今大きな音を出してデモすること自体がテロ行為という石破幹事長のお話ですと、タイで今行われていることは明らか

にテロ行為というふうには私はみなされてしまうと思います。ということは、日本の国からそういうデモというものは一切これができなくなるというおそれも生じると思うんですが、まずこの辺についてひとつ伺います。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま佐藤議員のほうの指摘のとおり、私も同じ懸念をしているところであります。やはり大きな声を出すことがテロ行為につながってしまうというのは、私は間違いであるというふうに考えておりますので、石破幹事長の発言についてはやはり大きな間違いをしているというふうに私は思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ちょっと極端な言い方をしますが、例えば今の原発施設のテロ行為の問題で、もしも特定秘密保護に指定されたときに、もう私たちは放射能対策特別委員会でやっていますし、また議会で原発の問題を議論すること自体が特定秘密保護に抵触して、これが公の公然としたところで1号機がどうだの2号機がどうだのという内容を話をするわけですから、これすらもやはり私は特定秘密保護に抵触してしまうのではないのか、そして放射能対策特別委員会で廃炉に向けたものが現在どうなっているとか調査をしたり、聞いたり、情報を集めること自体もテロ行為の一種とみなされる可能性は私はあるのではないかと思うんです、今の法律からすると。そういったものに対して今自民党は明確にそれは違いますよというメッセージが出ていないんです、聞こえてこないんです。この辺については提出者はどのように情報をつかんでおられるか、ちょっと伺いたしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま佐藤議員が言われたように、原発問題に関してのお話だったんですけども、やはり、今、西郷村議会において委員会を立ち上げてさまざまな調査をされております。さまざまな問題に取り組みをされていると思います。でも、それにはやはり裏づけになる情報とかいろいろなものが必要になってきます。それが今後一切、この法律が成立されれば秘密ということでベールがかぶされてしまう。我々は何をもって活動していいのかわからなくなってしまふ、それが発生すると私も懸念をしております。

さらに、私たちが委員会活動の中でそのことを進めようとするれば、やはり佐藤議員が言われるように、ある種一部発言を拡大していけばテロ行為とみなされて、処罰の対象とされる可能性もあるということで、知る権利も奪われる、全ての権利を奪われてしまう可能性があるというふうに私も理解をしております。

この件に関しては、衆議院の予算委員会の中で森特命大臣と安倍首相の答弁にずれが生じたり、与党内部、政府の中においてもきちんとした整合性がとれていないというふうに私は理解をしております。そういったずれがやはりこの法律案の大きな問題につながるというふうに私は理解をしております。

ですから、先ほど申し上げましたように、詳細に関してきちんと提出者のほうでも

整理をしていただく、そして国民が十分にわかるような形で提出をしていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） よって、私もやっぱり慎重にもうちょっと国民にその辺の状況を詳しく理解をしていただく、また知らせていただく、また我々もそれをよく理解をした上で法律ができるのであればいいんですが、法律が一度できてしまうと、これは5年、10年後にはもう安倍総理もいないし、石破幹事長もいないし、森大臣もいないのです。新しい方々がその法律を運用する。すると、その当時のことにつくられた趣旨というのは歴史的に絶対にそれはもうないんです。そんなのは意味をなさないんです。あのとき森大臣はこういう答弁をしたとか、こういう回答をしたとか関係ないんです。そのときの総理大臣が、担当大臣が、またその当時の役人が自分たちの判断で拡大解釈し、都合のいいようにこの法律を運用していく、これが法律だ。だから恐ろしいんです。

そういう意味では、やっぱりもっともっと具体的にその歯止めがかかるような文言、または我々にもっとこの法律を知らせていただいてという時間的なものも私は必要だと思います。

よって、私はこの問題について賛成なんですけど、そういう意味でやはりこの提出先が内閣総理大臣、また特命大臣、森まさこ氏の2名になっておりますけれども、これはやはり参議院で今やっておりますので、参議院議長にも当然これはやらなければならない。また衆議院議長にもこれはやらなければならないということで、この意見書の提出先を参議院議長、衆議院議長、これにもやっぱり増やしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 提出者、12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま佐藤議員のほうからご指摘がありましたように、私も今の指摘を受けまして、やはり衆参両議長にも提出すべきかというふうに理解をします。そのように修正をさせていただいて、ご議決いただければというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 12番、確認なんですけど、ただいまの発言で修正というふうなことでございますので、明確にここで確認なさったほうがいかがですか。

12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまご指摘をいただきましたように、本意見書の提出先についてですけれども、私は、内閣総理大臣、安倍晋三様、特命大臣、森まさこ様というふうに書いておりますけれども、これに衆参両議員の議長にも提出をしたいというふうに訂正をして、皆さんにご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

「特定秘密の保護法に関する法律案に慎重な対応を求める意見書の提出について」  
の動議に賛成の議員は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、この動議は可決されました。

#### ◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前10時56分）

